平成２５年（フ）第８６３号
札幌市北区北27条西14丁目３番22号　ヴィラポレール201号
債務者　安田　清美
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８７２号
札幌市東区北31条東１丁目１番１―701号
債務者　一戸　壽幸
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８８０号
札幌市手稲区西宮の沢２条４丁目10番28―103号
債務者　辻丸　妥子
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８９２号
札幌市東区東苗穂７条２丁目４番６―405号
債務者　神　　淑恵
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９０２号
札幌市手稲区富丘１条６丁目12番３号　右
債務者　谷奥　祐輔
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９４５号
札幌市西区西野３条７丁目１番20号　ヨツバ荘102号
債務者　布施　拓哉
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３号
北海道斜里郡斜里町ウトロ香川36番地　ホテル知床寮Ｃ棟１階４号
債務者　鈴木　敏文
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２５年（フ）第５０号
青森県三沢市下久保２丁目10番地２号
債務者　佐々木由美子
1　決定年月日時　平成25年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第１７６号
相模原市南区新磯野22番地２
債務者　川崎　誠一
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１８７号
相模原市南区磯部1147番地１　ライフレビュー相模の丘402
債務者　長友　幸次
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１８９号
相模原市緑区大島580番地５
債務者　久松　直和
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１９０号
相模原市中央区下九沢756番地１ハーモニーヒルズ下九沢203
債務者　上野　千恵
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１９１号
相模原市中央区宮下本町２丁目14番15号
債務者　本間　崇将
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第７号
新潟県佐渡市千種243番地１
債務者　石塚　　茜
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２４年（フ）第１７１０号
名古屋市港区入船１丁目７番８号　アークヒルズ入船802号、従前の住所名古屋市港区浜１丁目４番18号
債務者　鈴木　昌与
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４２０号
名古屋市中川区南八熊町７番23号　クレスト八熊６Ｆ
債務者　早川みゆき
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４６１号
大阪府大阪狭山市池尻中２丁目１番５号
債務者　下別府吉和
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４８３号
大阪府羽曳野市古市５丁目４番６号
債務者　右田　晴美
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係